

海外

欧州諸国

◆西ドイツ連邦議会、1989年度予算案を可決

西ドイツ連邦議会は11月24日、89年度(89/1~12月)連邦政府予算案を一部修正のうえ可決した(本予算案は連邦参議院の承認<12/16>を経て成立)。

本予算案の内容をみると、7月に閣議決定された政府の当初案(本年8月号「要録」参照)に比べ、その後の景気情勢の大きな変化等を踏まえ、歳出・入の両面で政府当初案に修正が加えられたものであるが、基本的な内容については同案が概ね原案どおり承認された。

主な修正点は次のとおり。

1. 岁出(政府当初案2,882億マルク→2,903億マルク)

社会保障関連支出(+13億マルク)や東欧諸国からの引揚げ者対策費(+4億マルク)等が増額修正された。

2. 岁入(政府当初案2,562億マルク→2,624億マルク)

景気の大幅な上振れ(実質成長率見通し:7月時点88年+2~2.5%、89年+2%→11月時点同+3.5%以上、+2~2.5%)に伴う税収増を中心に政府当初案を大幅に上回る歳入見積りとなった(前年度実績見込み比+7.4%→+10.2%)。

——この間、ブンデスバンク納付金については、当初予算どおり50億マルクに据置くものの、その実績がこれを超えた場合には、「50億マルクを上回る金額についても、すべて既存負債の償還(財政赤字の削減)に充てることとする」旨、あらかじめ明定(ブンデスバンク納付金の使途について、こうしたかたちでの制限が加えられるのは今回が初めて)。

3. 財政赤字(政府当初案320億マルク→279億マルク)

前記修正の結果、財政赤字額は279億マルクと、当初案(320億マルク)比では40億マルク方縮小することとなった。

また、本88年度(386億マルク)との対比では、個別消費税の引上げ(80億マルク弱)が大きく寄与し、結局100億マルク近く赤字縮小を見込んでおり、シュトルテンペルク蔵相の本年初における公約(「89年度には財政赤字額を前年度比100億マルク以上削減する」)が、概ね達成さ

れるかたちとなっている。

89年度予算の概要

(単位・億マルク)

	88年度 (補正予算) ベース (10月)	89年度	
		7月時点	今回
歳出総額 (前年度比・%)	2,754 (+ 2.3)	2,882 (+ 4.6)	2,903 (+ 5.4)
財政赤字額 (前年度比増減(△)額)	386 (+ 111)	320 (△ 66)	279 (△ 107)

◆フランス、証券取引所会員に対する財務比率規制導入を発表

フランス証券取引所理事会(Corseil des Bourses de Valeurs)^(注)はこのほど、年初来検討を進めてきた証券取引所会員(Société de bourse、旧公認仲買人)に対する財務比率諸規制のうち、自己および顧客ポジション各々にかかるリスクカバー比率(ratio de couverture des risques)を、本年12月から導入する予定である旨発表した(かかる証券市場へのブルーデンシャルルールの導入は、フランスとしては初めて)。

(注) 大蔵省および証券取引委員会(COB)等公的監督機関の下で、取引所運営に関する一般的な規則制定(大蔵省の承認を要件とし、かつ証券取引委員会とフランス銀行から意見を求めることが必要)、ならびに取引所会員に対する監督を行う自主的運営機関。

本比率の具体的な内容は次のとおり。

(1) 自己ポジションにかかる比率

$$\frac{\text{株式ポジション} \times 1/5 + \text{債券ポジション} \times 1/25 + \text{先物・同オプションポジション} \times 1 + \text{非上場証券ポジション} \times 1/5}{\text{ネット自己資本}} < 100$$

(2) 顧客ポジションにかかる比率

$$\frac{\text{顧客ポジション} \times 1/150}{\text{ネット自己資本}} < 100$$

(3) 報告義務等

・取引所会員は、日々ベースで両比率を計算し、比率クリアを義務付け。

・同比率を満たさない会員は、フランス証券取引所協会(Societe des Bourses Françaises)に対しその原因および改善策を報告しなくてはならない。

本規制は、当地証券市場の近代化を榜標して本年1月に施行された新証券取引所法(旧公認仲買人の資本開放、独占的地位の撤廃<92年以降>)を前提として、本年3月に発表されたいわゆる「ドゥガンレポート(金融先物市場等のあり方に関する報告書)」(本年4月号「要録」参照)に盛込まれた証券市場の安全性(*la sécurité du marché*)強化策具体化の一環であり、本年7月に導入された取引所会員に対する最低資本金(パリ市場:89年1月から20百万フラン、90年1月から25百万フラン、地方市場:89年1月から2百万フラン、90年1月から3百万フラン)規制に続くものである。また、同理事会では、今後①リスク分散比率(ratio de division des risques、金融機関に対する大口与信規制に相当)、②流動性比率(ratio de liquidité)、および③自己・顧客勘定分離に関する具体的規制(顧客からの預り資産のフリーな運用禁止等)、の導入を検討している旨併せて公表した。

◆英蘭銀行、ロンドンクリアー構想を承継・推進

英蘭銀行は、11月8日、単独でロンドンクリアーコンセプト^(注)の開発を承継・推進していくことを公表した。同構想は、ロンドン所在の36金融機関等によって1987年に設立された London Clear LTD によって開発が進められていたが、開発資金負担等の問題から本年夏場以降その開発計画が挫折していた。

(注) ロンドンにおける短期金融市場商品の取引を現在のペーパーベースから book-entry(帳簿上の振替決済)方式にすること、およびこれに伴う資金決済取引をコンピュータベースで行うことを目的に推進されてきた計画。

本計画の内容は、第1段階(phase 1)での取扱商品はスタークリアーハンドル、T B、C D、C P等とし、その後対象商品の範囲等を適宜拡大していくという点を含め、基本的フレームワークはロンドンクリアーコンセプトの内容がそのまま承継される見通しである。ただし、英蘭銀行が開発推進母体となったことに伴い、システムの名称はロンドンクリアーカラ CM O(Central Moneymarkets Office)に改称された。

◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ペースレートを引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(Barclays, Nat. West, Midland, Lloyds)は、11月25日、英蘭銀行の市場金利引上げ誘導措置^(注)に追随してペースレートを1.0%引上げ、13.0%とする旨決定した(即日実施)。今回の利上げは6月初以降の今次利上げ局面において9度目の措置(累計利上げ幅5.5%、前回の変更は8月25日<11.0%→12.0%>)。なお、ペースレート13.0%は85年4月以来約3年7か月ぶりの高水準。

(注) 英蘭銀行は11月25日午前、従来の市場介入金利(手形買入レート)を1.0%引上げたレート(11.875%→12.875%)で手形買オペを実施するとともに、午後には、discount housesに対する貸出についても従来比1.0%高いレート(13.0%)で実行した。

◆ベルギー中央銀行、公定歩合等を引下げ

ベルギー中央銀行は、11月16日、公定歩合(再割引歩合)および債券担保貸付金利を各0.25%引下げる旨発表した(各7.50%→7.25%、7.75%→7.50%、翌17日から実施)。ベルギーの公定歩合等の引下げは、本年3月3日以来の措置。

アジア・大洋州諸国

◆香港、預貸金金利を引上げ

香港銀行協会は、12月3日銀行預貸金金利の0.5%引上げを決定し、12月5日から実施した。英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)では、上記決定に基づいて預貸金金利を引上げるとともに、これに併せてプライム・レートを0.5%引上げた。今回の措置は、米国の貸出金利引上げに伴う香港インバウンド・レートの上昇等を眺め実施されたもので、本年2月以降8度目の引上げ(この間プライム・レートは累計4.75%上昇)。

香港の預貸金金利の推移

(年利・%)

	8月15日	12月5日
普通預金	4.75	5.25
定期預金		
3か月	6.0	6.5
6か月	6.25	6.75
1年	7.0	7.5
プライム・レート	9.5	10.0

◇豪州、公定歩合を引上げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は、11月中に財務省ノート<13週物>の再割引レートを4回にわたって引上げた(14.2%→14.5%<9日>→14.8%<10日>→14.9%<17日>→15.0%<24日>)。今回の相次ぐ引上げは、経常収支の悪化(88/1~3月△4.2億ドル<前年△12.8億ドル>→4~6月△4.7億ドル<同△7.2億ドル>→7~9月△20.5億ドル<同△15.0億ドル>→10月△10.3億ドル<同△2.7億ドル>)に伴う短期市場金利の上昇に追随したもの。本レートの引上げは今年入り後、10回(累計2.5%)。